

循社第1550号  
令和3年（2021年）2月4日

一般社団法人熊本県産業資源循環協会  
会長 野原 雅浩 様

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長

令和3年度（2021年度）食料産業・6次産業化交付金のうちメタン  
発酵バイオ液肥等の利用促進事業及びバイオマス利活用高度化対策事業  
に係る要望調査について（依頼）

このことについて、九州農政局経営・事業支援部地域・食品連携課長から標記要望調  
査の依頼がありました。

つきましては、別紙について会員へ周知していただきますようお願いいたします。

**【問合せ先・提出先】**

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

担当：岩野

TEL:096-333-2628(ダイヤル)、FAX:096-383-7680

メール: iwano-s-da@pref.kumamoto.lg.jp

循社第1550号  
令和3年（2021年）2月4日

各産業廃棄物処理業者 様

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長

令和3年度（2021年度）食料産業・6次産業化交付金のうちメタン  
発酵バイオ液肥等の利用促進事業及びバイオマス利活用高度化対策事業  
に係る要望調査について（依頼）

このことについて、九州農政局経営・事業支援部地域・食品連携課長から依頼がありましたので、要望がある場合は、下記により書類を提出いただきますようお願いします。

なお、本調査は、令和3年度予算の成立を前提としており、予算成立までの段階で事業内容に変更等が生じる場合がありますので、ご留意ください。

## 記

### 1 提出書類

○メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業について

・実施計画書（添付書類を含む。）

※別紙様式第5号（メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業）

○バイオマス利活用高度化対策事業について（令和3年度からの新規事業）

・実施計画書（添付書類を含む。）

※別紙様式第4号（バイオマス利活用高度化の推進事業）

※別紙様式第9号（バイオマス利活用高度化施設整備事業）

※別紙様式第23号（別記9-1の第7関係）

### 2 提出方法等

#### (1) 提出方法

担当あて電子メールで提出

#### (2) 提出期限

令和3年（2021年）2月10日（水）

### 3 送付資料

・食料産業・6次産業化交付金のうち

メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業の概要

バイオマス利活用高度化対策事業の概要

- ・食料産業・6次産業化交付金交付要綱
- ・食料産業・6次産業化交付金交付要綱
- ・食料産業・6次産業化交付金実施要綱のうち
  - 別記4 バイオマス利活用高度化の推進事業
  - 別記5 メタン発酵バイオ液肥等の利用推進事業
  - 別記9-1 バイオマス利活用高度化施設整備事業
  - 別記9-2 バイオマス利活用高度化施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

**【問合せ先・提出先】**

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

担当：岩野

TEL:096-333-2628(ダイヤルイン)、FAX:096-383-7680

メール: iwano-s-da@pref.kumamoto.lg.jp

別紙様式第5号（メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業）

年 月 日

（都道府県知事） 殿

所在地

事業実施主体名

代表者氏名

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

別紙様式第5号別添

食料産業・6次産業化交付金（メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業）実施計画書

第1 事業実施主体の概要

※1 営業経歴（沿革）など事業実施主体の概要を記載すること。 2 組織運営の公開性（インターネットによる公表等）を示す内容を記載すること。  [ 過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 ] (該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載してください。)		
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L

（添付資料）

(1) 事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。

(2) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

第2 総括表

事業内容	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		交付金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	

合計					
----	--	--	--	--	--

(注) 「事業内容」は、実施要綱別記5第1の1より、ア～オを記入すること。

### 第3 事業の内容

#### 1 事業の目的

#### 2 事業の内容

##### ア 事業目標

目標年度：〇〇年度

目標（達成すべき成果）

(注1) 目標（達成すべき成果）欄には、定性的な目標だけでなく、定量的な目標についても必ず記載すること

具体的な数値目標等の記載例

- ・普及啓発活動等により、●年までに、メタン発酵バイオ液肥の利用量（又は、発生量に対する利用率）を年間●t（●%）とする。
- ・普及啓発活動等により、●年までに、農林漁業者等に対するバイオ液肥等の肥料利用の呼びかけを●件行う（又は、農林漁業者等からバイオ液肥等の肥料利用の確約を●件得る。）。
- ・普及啓発活動等により、●年までに、バイオ液肥等の肥料としての受入先を●件（又は、散布面積●ha）獲得する。

(注2) 可能な限り、利用量を目標の一つとすること。

イ バイオ液肥等の肥料利用を促進することを目的に組織した協議会等の設立について  
(いずれかを選択)

設立済み

設立予定あり

設立予定なし

主な構成員（予定を含む）

ウ 行政施策との関連性について

関連する行政施策

(注1) 都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画等、本事業に関連する施策を記入する。

### 3 具体的な活動内容

メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業において実施できることとしている以下の取組のうち、予定している活動内容を可能な限り具体的に記載

- ・メタン発酵バイオ液肥等の調達先（自社メタン発酵施設、近隣のメタン発酵施設等）
- ・バイオ液肥等の肥効分析（生育状況調査等の内容、分析項目、分析回数等）
- ・現地での肥料散布調査・実証（実施予定地、面積、散布量、栽培品種、実証期間等）
- ・上記の結果や調査・実証で得られた結果等を用いた農林漁業者等への啓発活動（普及啓発資料の作成・配布、研修会の開催、バイオ液肥等のサンプル提供等）

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金

（バイオマス利活用高度化の推進事業）実施計画書

都道府県知事 殿

所在地

事業実施主体名

代表者氏名

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。



## 別紙様式第4号 (1) 事業化の推進

食料産業・6次産業化交付金 (バイオマス利活用高度化の推進事業のうち事業化の推進) 実施計画書

(1) 事業実施地域			
(2) 事業実施主体名			
<p>○ 事業実施主体の概要</p> <p>※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。</p>			
事業担当者名及び連絡先	<p>氏名（ふりがな）</p> <hr/> <p>所属（部署名等）</p> <hr/> <p>役職</p> <hr/> <p>所在地</p> <hr/> <table border="1"> <tr> <td>電話番号</td> <td>FAX</td> </tr> </table> <hr/> <p>E-mail</p>	電話番号	FAX
電話番号	FAX		
(3) 事業の概要			
ア 事業の目的			
イ 事業の内容			
<u>(4) モデル性</u>			
ア <u>該当するモデル（次のいずれかにチェックを付すこと）</u>	<input type="checkbox"/> <u>バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル）</u> <input type="checkbox"/> <u>地域資源循環の高度化（地域一体モデル）</u> <input type="checkbox"/> <u>バイオマス新技術活用モデル（スマート技術モデル）</u>		
イ <u>モデル性</u>	<p>※<u>バイオマス利活用高度化施設整備事業の事業内容（実施要綱別記9-1第1の1に掲げる事業内容）との整合性やモデル性（新規性）について記載。</u></p>		
<u>(5) 導入技術</u>			

記載例) ・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵  
・直接燃焼…専焼、混焼  
・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、RDF製造、炭化  
・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造

(6) バイオマス原料調達 (見込み)

ア バイオマスの種類

記載例) 木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等

イ 原料の性状

ウ バイオマス原料調達量 (利用量)

年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年 (□には kg、t、L、Nm<sup>3</sup>等)

〔  
・日利用量：○○○□/日  
・年間利用日数：○○○日/年  
〕

エ 原料調達先

※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。

オ 原料調達価格

※原料調達価格の根拠資料添付。(契約書又は価格の根拠となる資料を添付)

カ 原料調達手段

※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。

(7) 製造物 (見込み)

ア 製造物の種類

イ 主たる製造物量 (年間製造量)

年間製造量：○,○○○□/年 (□には kg、t、L、GJ、Nm<sup>3</sup>、kwh 等)

〔  
・時間当たり設備能力：○○□/h  
・日製造量：○○○□/日  
・年間製造日数：○○○日/年  
〕

例) 年間バイオガス製造量：○○Nm<sup>3</sup>/年、年間発電量：○○kwh/年、

年間熱製造量：○○GJ/年

BDF：○○L/年、エタノール：○○L/年

ウ 副産物量

年間○○製造量：○○○□/年 (□には kg、t、L 等)

例) 年間液肥製造量：○○t/年、年間堆肥製造量：○○t/年、グリセリン：○○t/年

<p>エ 販売先・利用先</p> <p>※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付。</p> <p>※ウの副産物の記載がある場合は、処理方法を記載。</p> <p>オ 販売予定価格</p> <p>※販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）を添付。</p> <p>※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載。</p> <p>カ 製造物の品質の確保</p> <p>※製造物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載。</p>
--

<u>(8) 事業費</u>
<p>ア 事業費積算内訳書（別紙様式4-1）</p> <p>※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>※見積りによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。</p> <p>※各項目ごとに内訳が分かるように整理すること。</p> <p>イ 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式4-2）</p> <p>※自己負担資金以外の不足分について金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。</p>

<u>(9) 実施計画</u>
<p>ア 当該年度事業実施内容</p> <p>イ 事業実施予定スケジュール（別紙様式4-3）</p>

<u>(10) 関係法令の許認可の状況</u>
<p>（廃掃法、肥料取締法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可）</p> <p>ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し</p> <p>※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等を記載すること。</p> <p>※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。</p> <p>※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。</p> <p>イ 周辺環境への影響</p>

※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画を記載すること。

参考) 関係法令例

- ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等
- ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等
- ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等
- ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等

(11) 実施体制

ア 実施体制図

※実施に必要な組織、委託先等を記載すること。

イ 発注業者の選定方法

ウ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

※調査や設計等の実績、実施内容等を記載すること。

(12) 関係者との調整状況

地方自治体計画等既存の計画との整合

※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画等、バイオマスに関連した地域計画との整合性を記載。

(13) 行政施策との関連性について

以下の施策と連携している取組であるか記載すること。

- ・都道府県バイオマス活用推進計画
- ・市町村バイオマス活用推進計画
- ・バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト
- ・農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

(14) 想定される効果（見込み）

ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等）

イ 地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減）

※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。

ウ 資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等）

エ 産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

## 別紙様式第4号(2) 効果促進対策

食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業のうち効果促進対策）実施  
計画書

<u>(1) 事業実施地域</u>			
<u>(2) 事業実施主体名</u>			
○ <u>事業実施主体の概要</u> ※ <u>代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。</u>			
事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	<u>氏名（ふりがな）</u>		
	<u>所属（部署名等）</u>		
	<u>役職</u>		
	<u>所在地</u>		
	<u>電話番号</u>		<u>FAX</u>
	<u>E-mail</u>		
<u>(3) 事業の概要</u>			
ア <u>施設の概要</u>			
イ <u>課題解決を図るもの（次のいずれかにチェックを付すこと（複数選択可））</u>			
<input type="checkbox"/> <u>(ア) 熱電併給による農林水産関係施設への供給等を行う場合</u>			
<input type="checkbox"/> <u>(イ) 災害時のレジリエンス強化のため、災害を想定した実証に取り組む場合</u>			
<input type="checkbox"/> <u>(ウ) 新たな原料の混合利用等により、発電効率の改善や原料調達の多様化に取り組む場合</u>			
<input type="checkbox"/> <u>(エ) エネルギー利用後の副産物（二酸化炭素や発酵残渣）の利用拡大・高付加価値化に取り組む場合</u>			
ウ <u>生じている課題の詳細</u>			
エ <u>事業目的・内容</u>			

(4) 調査概要	
<p><u>※実証・検証する内容を記載。</u></p>	
(5) 成果物 (見込み)	
(6) 事業費	
<p><u>ア 事業費積算内訳書 (別紙様式 4-1)</u></p> <p><u>※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。</u></p> <p><u>※見積りによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。</u></p> <p><u>※各項目ごとに内訳が分かるように整理すること。</u></p> <p><u>イ 費用負担の方法及び資金調達 (別紙様式 4-2)</u></p> <p><u>※自己負担資金以外の不足分について金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。</u></p>	
(7) 実施計画	
<p><u>ア 当該年度事業実施内容</u></p> <p><u>イ 事業実施予定スケジュール (別紙様式 4-3)</u></p>	
(8) 関係法令の許認可の状況	
<p><u>(廃掃法、肥料取締法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可)</u></p> <p><u>ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し</u></p> <p><u>※事業実施に当たって許認可 (届出)、権利使用 (又は取得等) の必要なものについては、その取得状況等を記載すること。</u></p> <p><u>※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。</u></p> <p><u>※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。</u></p> <p><u>イ 周辺環境への影響</u></p> <p><u>※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値 (規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと) への設備の対応計画を記載すること。</u></p>	

参考) 関係法令例

- ・ 土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等
- ・ 環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等
- ・ 公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等
- ・ 設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等

(9) 実施体制

ア 実施体制図

※ 実施に必要な組織、委託先等を記載すること。

イ 発注業者の選定方法

ウ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

※ 調査や設計等の実績、実施内容等を記載すること。

(10) 行政施策との関連性について

以下の施策と連携している取組であるか記載すること。

- ・ 都道府県バイオマス活用推進計画
- ・ 市町村バイオマス活用推進計画
- ・ バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト
- ・ 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

(11) 想定される効果 (見込み)

ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化 (農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等)

イ 地球温暖化の防止 (二酸化炭素の排出量の削減)

※ 環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。

ウ 資源循環型社会の形成 (再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等)

エ 産業の発展 (新産業の創出、既存産業の活性化等)

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号 (添付資料○) を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。



別紙様式4-1

事業費積算内訳書

費目	事業に要する経費		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
調査費		例) ○○調査		例) ○○調査	規格等を記載	1/2 以内		
(小計)								
基本設計費		例) ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事				
(小計)								
実施設計費		例) ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事				
(小計)								
協議・手続 費用		例) ○○協議 ○○許認可申請		例) ○○協議 ○○許認可申請				
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載。

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付。

(注2) 金額は契約単位で記入すること。

(注3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとする。

別紙様式4-2

費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載。

(単位：千円)

総事業費	助成対象経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
		国費	地方公共団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			

(注1) 自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。



## 添付資料（再掲）

### （1）事業実施主体の概要が分かる資料

- ア 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- イ 事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあつては、食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第12号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料

### （2）利用しようとする技術の概要を示す資料

### （3）金融機関等から借入を行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

〔削る〕

### （4） バイオマス原料調達（見込み）に関する資料

- ア 原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料
- イ 原料調達価格の根拠資料（契約書又は価格の根拠となる資料）

### （5） 成果物の販路・販売先（見込み）に関する資料

- ア 販売先又は利用先との契約書等の根拠資料
- イ 販売予定価格の根拠資料

### （6） 事業費積算内訳書（別紙様式第4-1）に関する資料

- ア 公的積算基準によらない場合、根拠となる資料
- イ 見積による場合は、3者以上の見積書

### （7） 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式4-2）に関する資料

自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等

### （8） 都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画と連携している取組である場合には、連携している取組であることが分かる資料。

※ 上記以外についても、必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、実施計画書本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金

(バイオマス利活用高度化施設整備事業) 実施計画書

都道府県知事 殿

所在地

事業実施主体名

代表者氏名

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。

別紙様式第9号

食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化施設整備事業）実施計画書

(1) 事業実施地域		
(2) 事業実施主体名		
○ 事業実施主体の概要 ※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。		
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	E-mail	
(3) 事業の概要		
ア 事業の目的		
イ 補助対象施設の概要		
<u>(4) モデル性</u>		
<u>ア 災害時稼働、中山間地の該当（該当があればチェックを付すこと）</u>		
<input type="checkbox"/> <u>（ア）大規模停電等の発生時において、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる。</u> ※根拠となる資料を添付。		
<input type="checkbox"/> <u>（イ）中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3の対象地域において事業を実施する。</u>		
<u>イ 該当するモデル（次のいずれかにチェックを付すこと）</u>		
<input type="checkbox"/> <u>バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル）</u>		
<input type="checkbox"/> <u>地域資源循環の高度化（地域一体モデル）</u>		
<input type="checkbox"/> <u>バイオマス新技術活用モデル（スマート技術モデル）</u>		
<u>ウ モデル性</u>		

※バイオマス利活用高度化施設整備事業の事業内容（実施要綱別記9-1第1の1に掲げる事業内容）との整合性やモデル性（新規性）について記載。

(5) 導入技術及び施設計画

ア 導入技術の方式

記載例) ・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵  
・直接燃焼…専焼、混焼  
・固体燃料化…チップ製造、ペレット製造、炭化  
・液体燃料化…バイオエタノール製造、バイオディーゼル燃料製造

イ 基本計画フロー図（別紙様式第9-1号 参考図参照）

※物質収支、エネルギー、施設の容量、性状、日当たり処理量を記載。  
※フローに記載した数値の設計根拠となる資料を添付。

ウ 全体配置図（略図、面積、容量等記載）

※交付対象範囲を明示。

エ 工事概要

- ・土木建築工事
- ・機械装置等製作据付工事

オ 工事工程表（設計期間、工事期間、試運転期間等）

カ 機器リスト

※基本仕様（設備能力、容量等）を記載。

キ 施設用地の確保状況

※土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載。  
※自己所有でないときは利用許可書等を添付。  
※設置予定場所及びその周辺写真を添付。  
※用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等（協議実績、確保の見込時期等）について記載。

(6) バイオマス原料調達

ア バイオマスの種類  
記載例) 木質、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥等

イ 原料の性状

ウ バイオマス原料調達量 (利用量)  
年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年 (□には kg、 t、 L、 Nm<sup>3</sup> 等)  

・ 日利用量 : ○○○□/日
・ 年間利用日数 : ○○○日/年

エ 原料調達先  
※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。  
※本計画書作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、原料調達先候補のリスト、それら調達先候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載。

オ 原料調達価格  
※原料調達価格の根拠資料添付。(契約書又は価格の根拠となる資料を添付)

カ 原料調達手段  
※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。

(7) 製造物

ア 製造物の種類

イ 主たる製造物量 (年間製造量)  
年間製造量 : ○,○○○□/年 (□には kg、 t、 L、 GJ、 Nm<sup>3</sup>、 kwh 等)  

・ 時間当たり設備能力 : ○○□/h
・ 日製造量 : ○○○□/日
・ 年間製造日数 : ○○○日/年

  
例) 年間バイオガス製造量 : ○○Nm<sup>3</sup>/年、年間発電量 : ○○kwh/年、  
年間熱製造量 : ○○GJ/年  
BDF : ○○L/年、エタノール : ○○L/年

(8) 成果目標 (別記 9 - 1 第 3)

ア 成果物の利用量  
※成果拡大施設については、増設、改造により拡大する量とすること。  
※産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設



定すること。

※目標年度は施設整備完了から3年経過した年度とすること。

例：年間熱利用量：〇〇GJ/年

年間売電量：〇〇〇kwh/年

年間固体燃料利用量：〇〇t/年

イ 販売先・利用先

※販売先又は利用先との契約書等、根拠を添付。

※副産物がある場合は、処理方法を記載。

※本計画書作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、販売先又は利用先候補のリスト、それら候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載。

ウ 販売予定価格

※販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）を添付。

※副産物については、処分に費用が発生する場合は処理費を記載。

エ 成果物の品質の確保

※成果物の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載。

(9) 事業費

ア 事業費積算内訳書（別紙様式第9－2号）

※公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。

※見積りによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。

※機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。

※工事費は各工事（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）ごとに内訳が分かるように整理すること。

イ 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式第9－3号）

※自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。

(10) 事業収支

- ア 事業収支計画（別紙様式第9－4号）  
※算出根拠も添付。算出根拠の提出に当たっては、収支計算に用いる、人件費、物品単価、廃棄物処理費等、単価まで根拠を記載。
- イ 費用対効果（別紙様式第23号）  
※投資効率を記載。

#### (11) 実施計画

- ア 当該年度事業実施内容  
※事業着手からバイオマスの原料調達及び再生可能エネルギー等の成果物の利用開始まで事業内容を記載。
- イ 年度別の事業実施内容  
※複数年度にわたる事業の場合は、年度ごとに実施内容を記載すること。
- ウ 事業実施予定スケジュール（別紙様式第9－5号）

#### (12) 関係法令の許認可の状況

（廃掃法、肥料取締法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可）

- ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し  
※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の場合は取得予定時期）を記載すること。  
※系統連系に係る電力会社との協議の内容・見通しを記載すること。  
※その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。
- イ 周辺環境への影響  
※バイオマス製造に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。  
※対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。  
※その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

参考) 関係法令例

- ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に

関する法律、工場立地法、道路法等

- ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等
- ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等
- ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等

### (13) 実施体制

#### ア 実施体制図

※施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載。

#### イ 導入技術に必要な技術者

- ・技術者氏名、資格、業務内容、経験年数を記載

※自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等の資料を添付。

#### ウ 発注業者の選定方法

#### エ 運営管理費

※年間ランニングコスト

#### オ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

※設置箇所、対象バイオマス、方式、規模（t/日）、稼働年月を記載。

### (14) 関係者との調整状況

#### ア 地方自治体計画等既存の計画との整合

※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画等、バイオマスに関連した地域計画との整合性を記載。

#### イ 地域住民との調整

※事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要となる手続の内容全てについて記載すること。（手続進捗状況（完了したものを含む））

※解決が必要な課題等がある場合は、解決に向けた見通しについて、具体的に記載すること。

### (15) 行政施策との関連性について

#### ア 地域別農業振興計画との整合

※都道府県が策定した中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組への該当の有無を記載すること。

イ その他行政施策との関連

※「都道府県バイオマス活用推進計画」、「市町村バイオマス活用推進計画」、「バイオマス産業都市構想」、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープラン、「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティ、「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画等、行政施策に位置付けられた取組の該当があれば記載すること。

(16) 想定される効果

- ア 農林水産業の振興、農山漁村の活性化（農業所得の増加、生産コストの低減、労働時間の短縮、雇用者数の創出、視察者及び観光客の増加等）
- イ 地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減）  
※環境省が策定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参照して必ず記載すること。
- ウ 資源循環型社会の形成（再生可能エネルギー自給率の向上、廃棄物処分量の削減等）
- エ 産業の発展（新産業の創出、既存産業の活性化等）

(17) 事業計画図

- ア 位置図
- イ 計画平面図  
※補助対象範囲を明示すること。複数年にわたる事業の場合は、年度ごとの実施部分が分かるように記載すること。

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

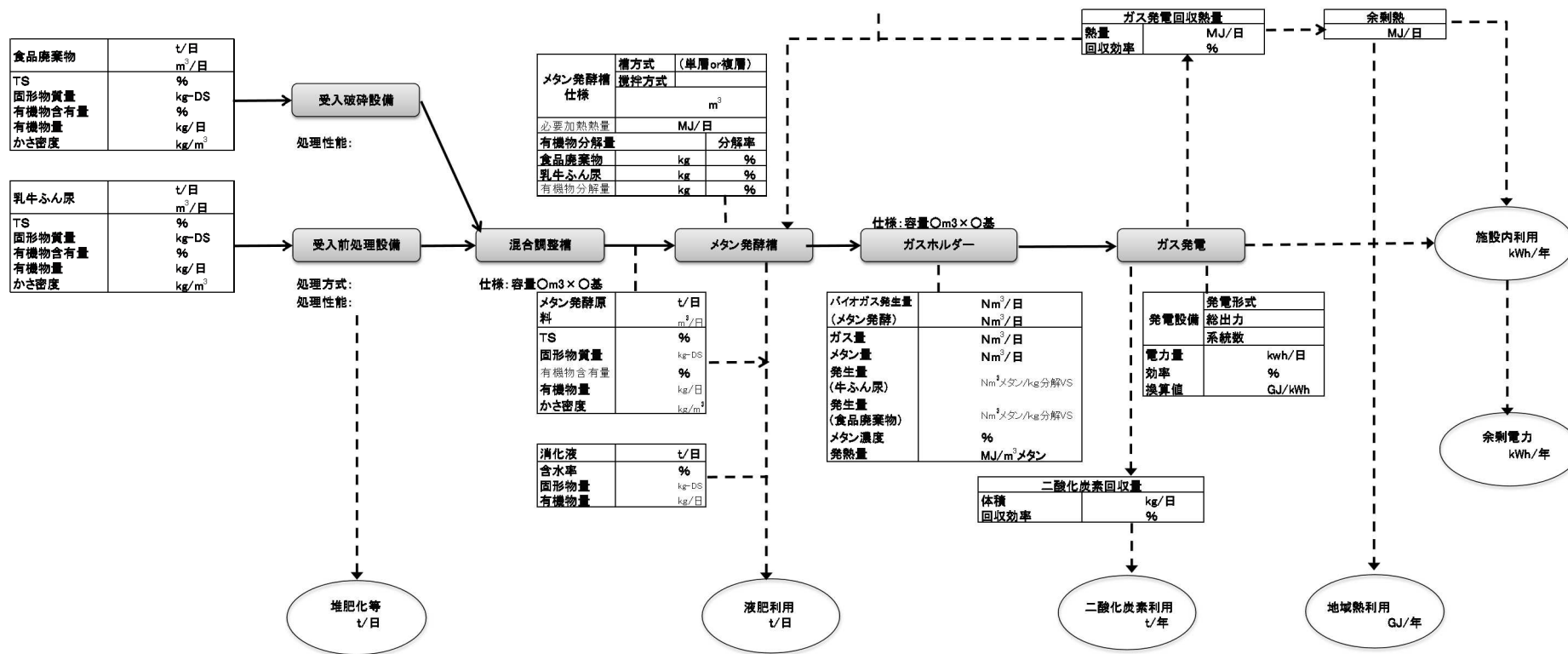
※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第9-1号

(参考図)

基本計画フロー図

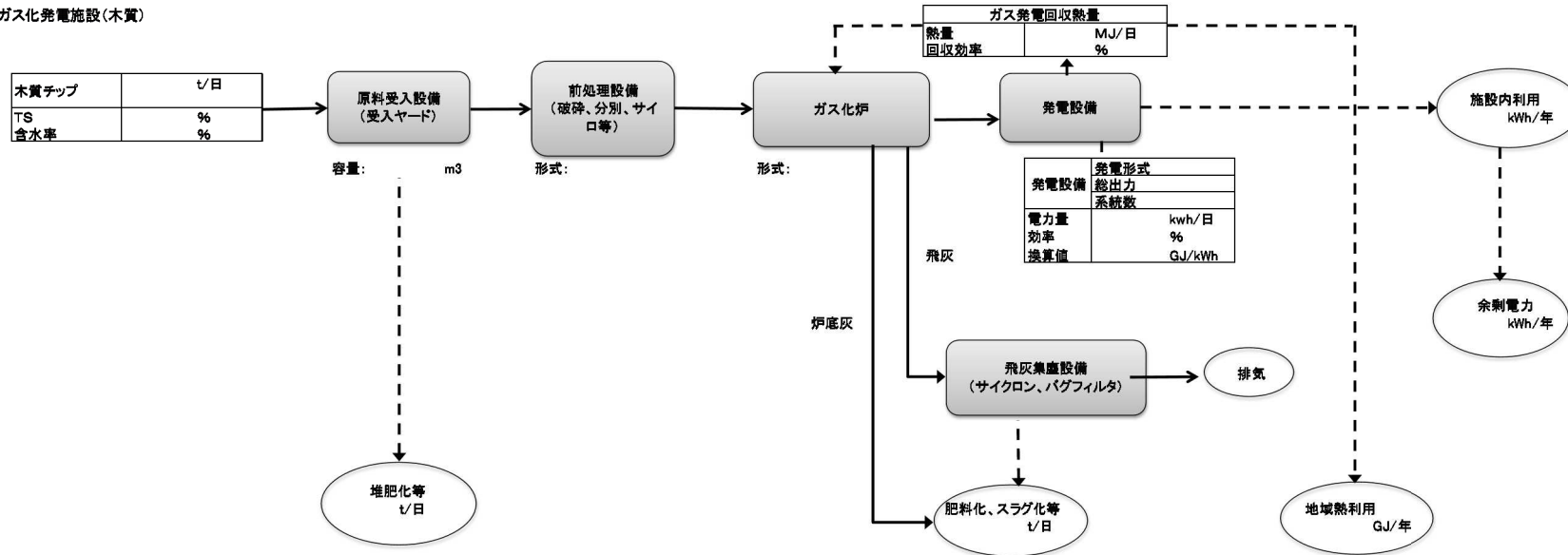
1. メタン発酵施設



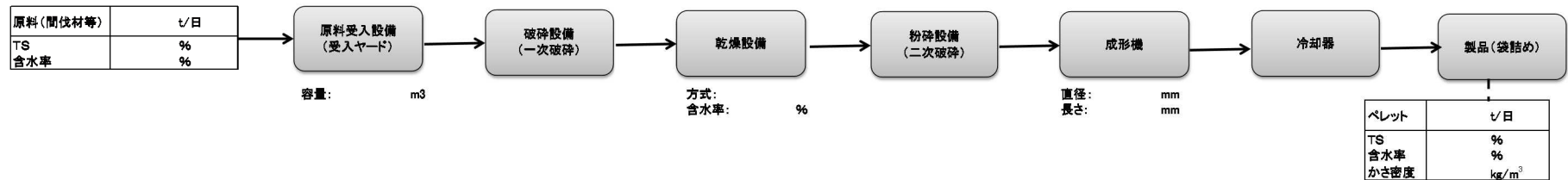
別紙様式第9-1号

(参考図)

2. 木質ガス化発電施設(木質)



3. 固体燃料化施設(ペレット)



別紙様式第9-2号 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載。複数年度実施する事業については、全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：千円)

費目	事業に要する経費		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
工事費		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事	規格等を記載	1/2 以内		
(小計)								
機械器具の 購入費								
(小計)								
測量及び 設計費	工事に必 要な実施 設計費							
	測量試験 費							
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付。

(注2) 金額は契約単位で記入すること。

(注3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとする。

別紙様式第9－3号 費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載。

(単位：千円)

	総事業費	助成対象 経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
			国費	地方公共 団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			
〇〇年度											
〇〇年度											
〇〇年度											
合計											

(注1) 自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が確実であることを証明できる書類を添付すること。



別紙様式第9-4号

事業収支計画表

基本諸元	導入技術	〇〇施設
	建設費	18百万円
	耐用年数	20年

(主たる施設の標準耐用年数)

単位:百万円

事業年度		初期投資	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
I	a.建設費	-18																				
	a.収入		4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	①売電収入		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	②熱販売収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③製品販売収入		3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	④受入処理費による収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤副産物販売収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	b.支出		3.6	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
	(1)原料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	①原料購入費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②輸送・保管費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2)製造経費		3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
	①人件費		0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	②ユーティリティ費		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	③メンテナンス費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	④廃棄物等処理費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	⑤減価償却費		0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	(3)製品出荷費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	①輸送・保管費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4)支払金利		0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5)租税公課		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6)一般管理費		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	c.税引前利益		0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	d.法人税等		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	e.税引後利益		0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	f.減価償却費		0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	g.毎年のキャッシュフロー		-18	1.4	1.5	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
	IRR(内部収益率)													0.3%	1.4%	2.4%	3.2%	3.9%	4.5%	5.0%	5.4%	5.8%
III	a.キャッシュの累計額		1.4	2.9	4.4	5.8	7.3	8.8	10.3	11.9	13.5	15.1	16.7	18.3	19.9	21.5	23.1	24.7	26.4	28.0	29.6	31.2
	b.回収率		8%	16%	24%	32%	41%	49%	57%	66%	75%	84%	93%	102%	111%	120%	129%	137%	146%	155%	164%	173%

※ □の欄を記載すること  
 ※ 必要に応じて欄を追加すること。

別紙様式 9 - 5 号

事業実施予定スケジュール

〈〇年度〉

項目	〇年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(記載例) 実施設計	■											
土木建築工事				■								
機械製作設置工事				■								
支払											●	
試験稼働									■			
実績報告書提出												●
本格稼働											■	

※事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること

〈全体〉

項目	〇年度	□年度	◇年度

注)実施要綱第5の1の事業実施計画の作成の内容等から、事業実施期間を複数年度とすることが適当な場合については、3年を限度とする。

複数年度事業において、途中で事業を廃止した場合には、原則として既に交付した交付金の返還が必要となる。

(添付書類)

## (2) 事業実施主体名

### ○事業実施主体の概要関係

- ・事業実施主体が民間企業である場合であつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。
  - ・事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。
- ※別記9-1の第5の1（1）

[削る]

- ・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料

## (4) モデル性

### ○ア 災害時稼働の該当関係

- ・大規模停電等の発生時において、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給できることが確認できる資料

## (5) 導入技術及び施設計画

### ○ア 導入技術の方式関係

- ・利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料
- ※別記9-1の第5の1（2）

### ○イ 基本計画フロー図関係

- ・記載した数値の設計根拠となる資料

### ○キ 施設用地の確保状況関係

- ・自己所有でないときは利用許可書等
- ・設置予定場所及びその周辺写真
- ・用地取得等の交渉中の場合、協議実績等

## (6) バイオマス原料調達

### ○エ 原料調達先関係

- ・原料調達先との契約書等

### ○オ 原料調達価格関係

- ・原料調達価格の根拠資料

## (8) 成果目標

### ○イ 販売先・利用先関係

- ・販売先又は利用先との契約書等

○ウ 販売予定価格

- ・販売予定価格の根拠資料

(9) 事業費

○ア 事業費積算内訳書関係

- ・公的な積算基準に基づいた算定書、見積書（原則3社以上）

○イ 費用負担の方法及び資金調達関係

- ・金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書等

(10) 事業収支

○ア 事業収支計画関係

- ・算出根拠となる資料

(12) 関係法令の許認可の状況

○ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し関係

- ・必要となる許認可が未取得の場合、取得の見通しについて参考となる資料

○イ 周辺環境への影響関係

- ・必要となる届出がなされていない場合は、その届出時期の見通しについて参考となる資料

(13) 実施体制

○イ 導入技術に必要な技術者

- ・自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等

(15) 行政施策との関連性について

○中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組であることが確認できる資料

○「都道府県バイオマス活用推進計画」、「市町村バイオマス活用推進計画」、「バイオマス産業都市構想」、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープラン、「バイオ戦略」に基づき選定されたバイオコミュニティ、「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画等、行政施策に位置付けられた取組であることが確認できる資料

※ 上記以外についても、必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、実施計画書本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

食料産業・6次産業化交付金の**バイオマス利活用高度化施設整備事業**に関する  
費用対効果分析（投資効率）

第 1 費用対効果の算定方法

1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

2 妥当投資額の算定は、次の（1）から（3）までにより行うものとする。

（1）妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

（2）妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 2 に従い算定するものとする。

（3）妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \} \quad (\text{別表参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 バイオマス利活用による総収入

（1）発電による収入

総売電電力量 (kWh)	売電単価 (円/kWh)	収入 (千円)	備考
( )		( )	

（注） 1 売電単価は、固定価格買取制度の買取価格（税抜き）を用いて計算するものとする。

2 自家利用を行う場合には、その電力量も売電したものとみなして総収入を計算し、上段括弧に記載する。

(2) 熱利用による収入

熱量販売量 (GJ)	売熱単価 (円/GJ)	収入 (千円)	備考
( )		( )	

(注) 1 売熱単価は、発熱量を都市ガス（ガス事業者へ売却）又は灯油（農家へハウス利用）換算して算出

算出例) 売熱単価

単位発熱量 36.7GJ/KL

(温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver3.3 環境省、経済産業省)

灯油単価=100 円/l=100,000 円/KL

(計画策定時の単価を使用。記載は平成 25 年 1 月現在の北海道価格)

1 G J = 100,000/36.7=2,725 円/GJ

※計画地域や、最新の販売価格を基に算出すること

(3) 受入処理費による収入

種類	処理量 (t)	受入単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
生ごみ				
家畜ふん尿				
〇〇				
計				

(4) 販売による収入

種類	販売量 (t)	販売単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
堆肥				
消化液				
〇〇				
計				

(注) 1 BDFの単位はl。販売価格は、軽油代替として、直近の軽油単価を使用

2 エタノールの単位はl。販売価格は、ガソリン代替として、直近のガソリン単価を使用

(5) 総収入

種類	収入額 (千円)	備考
(1) 発電による収入		
(2) 熱利用による収入		
(3) 受入処理費による収入		
(4) 販売による収入		
計		

## 2 バイオマス利活用年間総支出

### (1) 維持管理・運営費

直接費 (千円)	管理部門費 (千円)	総支出 (千円)	備考

(注) 1 直接費には、人件費、修繕費及び諸費用が含まれる。

2 管理部門費には、施設維持管理費が含まれる。

### (2) 原料購入費

種類	購入量 (t)	購入単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
ペレット				
チップ				
〇〇				
計				

### (3) 副産物処理費

種類	処理量 (t)	処理単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
グリセリン				
灰かす残さ				
〇〇				
計				

(注) バイオマス変換時に発生する副産物を外部委託し、処理する場合に記入

### (4) 総支出

種類	支出額 (千円)	備考
(1) 維持管理・運営費		
(2) 原料購入費		
(3) 副産物処理費		
計		

## 3 バイオマス利活用年間総利益

総収入 (1. (5)) (千円)	総支出 (2. (4)) (千円)	年間総利益 (1. (5) - 2. (4)) (千円)	備考

#### 4 投資効率の算定

(1) 年総効果額 (=年間総利益) ○○○千円

(2) 総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事額 (減価額) ③=②÷①
計		④	⑤
総合耐用年数=④÷⑤			年

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位：千円)

名称	廃用損失額
計	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤ = (②÷④) - ⑥	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦ = ⑤÷①		

※上記の収入及び支出項目は、あくまでも例示したものである。事業毎に判断し、必要に応じて、必要な項目を記入すること。ただし、別紙様式第10-4号事業収支計画表の収入及び支出（支払い金利及び租税公課除く）について整合を図ること



## 別表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

要望調査に当たっては、令和3年度予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更があり得ることに御留意ください。

## 食料産業・6次産業化交付金交付要綱

農林水産事務次官依命通知  
制定 平成30年3月30日 29食産第5355号  
改正 平成31年3月29日 30食産第5314号  
改正 令和2年3月31日 元食産第5876号  
改正 令和3年〇月〇日 2食産第0000号

(通則)

第1 食料産業・6次産業化交付金（以下「交付金」という。）の交付については、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 交付金は、農林漁業者等による6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組、食育活動の取組、持続可能な循環資源の活用の取組及び輸出促進の取組を総合的に支援することにより、農林漁業者等の所得を増大し、農山漁村を活性化するとともに、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事及び食料産業局長が認める団体の長（以下「交付金事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「交付金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付

の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

**第4** 交付金は、別表の区分欄に掲げる1及び2の事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

**第5** 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長、食料産業局長が認める団体にあつては大臣（以下「地方農政局長等」という。）に提出しなければならない。

**2** 交付金事業者は、1の申請書を提出するに当たって、地方公共団体以外の間接交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

**第6** 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日とする。

(交付決定の通知)

**第7** 地方農政局長等は、第5の1の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、交付金事業者に対しその旨を通知するものとする。

**2** 第5の1の規定による交付申請書が到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

**第8** 交付金事業者は、交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等

に提出しなければならない。

(契約等)

第9 交付金事業者は、交付金事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等にあらかじめ届け出なければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 交付金事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

4 交付金事業者は、交付金事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第10 交付金事業者は、第7の1の規定による交付の決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 交付金事業者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付金事業者は、1の(1)から(3)までに定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、1に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、1の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第 12 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延等の届出)

第 13 交付金事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 1 の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって 1 の書類の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 14 交付金事業者は、交付金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 5 号により遂行状況報告書正副 2 部を作成し、当該年度の 1 月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができる。

2 地方農政局長等は、1 による報告のほか、交付金事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付金事業者に対して当該交付金事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(概算払)

第 15 交付金事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第 6 号の概算払請求書正副 2 部を地方農政局長等に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議を了した日以降に、当該協議の内容の範囲内で行うものとする。

2 交付金事業者は、概算払により間接交付金事業に係る交付金の交付を受けた場合は、遅滞なく当該概算払を受けた交付金の額を間接交付金事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 16 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、交付金事業者は、交付金事業を完了したとき（第 11 の 1 による廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業の完了した日（第 11 の 1 による廃止の承

認を受けた日) から起算して 1 箇月を経過した日又は交付金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日 (交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日) までに、実績報告書正副 2 部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに 1 の実績報告書に準ずる実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第 5 の 2 のただし書により交付の申請をした交付金事業者は、1 の実績報告書を提出するに当たって、第 5 の 2 のただし書に該当する地方公共団体以外の間接交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

4 第 5 の 2 のただし書により交付の申請をした交付金事業者は、1 の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額 (3 の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を別記様式第 8 号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 17 地方農政局長等は、第 16 の 1 の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 2 の交付金の返還期限は、当該命令のあった日から 20 日 (当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日) 以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第 18 交付金事業者は、第 17 の 1 の規定による額の確定の通知を受けた後において、

交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったことにより交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16の1に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、1に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17の1に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第17の2及び3の規定は2の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

**第19** 地方農政局長等は、**第11**の1の(3)の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、**第7**の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) **交付金事業者**が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) **交付金事業者**が、交付金を**交付金事業**以外の用途に使用した場合

(3) **交付金事業者**が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

(4) 間接交付金事業者が、間接交付金事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接交付金事業者が、間接交付金を間接交付金事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

2 地方農政局長等は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2の規定による交付金の返還及び**3**の加算金の納付については、**第17**の3の規定 (括弧書きの場合を除く。)を準用する。

(財産の管理等)

**第20** **交付金事業者**は、交付対象経費(交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入がある又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第 21 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定に基づく 大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
  - 3 交付金事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
  - 4 3 の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることができる。

(収益納付)

- 第 22 地方公共団体以外の間接交付金事業者は、間接交付金事業が完了した日から起算して 3 年を経過する日までに実施要綱別記 2 の第 1 の 1 の (1) の新商品、2 の (1) の商品開発、3 の (1) の新商品開発、4 の (1) のアの新商品の開発及び第 1 の 5 の (1) のイの新商品の開発に係る事業によって相当の収益が生じたときは、実施要綱別記 2 の第 7 に定めるところにより、交付金事業者はその旨を報告しなければならない。
- 2 1 による報告があった場合、その他間接交付金事業者に 1 により報告すべき相当の収益があったと地方農政局長等が認めたときは、実施要綱別記 2 の第 8 に定めるところにより当該収益の全部又は一部を国に納付するものとする。

(交付金の経理)

- 第 23 交付金事業者は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 交付金事業者は、1 の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して 1 の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
  - 3 交付金事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、2 及び 3 に規定する帳簿等に加え、別記様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
  - 4 1 から 3 まで及び第 24 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なも



のは電磁的記録により整備及び保管することができる。

(交付金調書)

第 24 交付金事業者は、交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金を交付する際に付すべき条件)

第 25 交付金事業者は、地方公共団体の間接交付金事業者に交付金を交付するときは、この要綱の第 4、第 9 の 4、第 11 から第 14 まで、第 16、第 18 から第 20 まで及び第 22 から第 24 まで並びに次の (1) から (3) まで及び 3 から 5 まで (4 については、市町村の間接交付金事業者を除く。) の規定に準ずる条件を、地方公共団体以外の間接交付金事業者に交付するときは、この要綱の第 4、第 9 の 1 から 3 まで、第 11 から第 14 まで、第 16、第 18 から第 20 まで、第 22 及び第 23 並びに次の (1) から (3) まで及び 2 の規定に準ずる条件を、地方公共団体の間接交付金事業者が更に地方公共団体以外の間接交付金事業者に交付金を交付するときは、この要綱の第 4、第 9、第 11 から第 14 まで、第 16 から第 20 まで、第 22 から第 24 まで並びに次の (1) から (3) まで及び 2 の規定に準ずる条件をそれぞれ付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、この要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。) に定められている耐用年数等に相当する期間 (大蔵省令に期間の定めがない財産を除く。) においては、交付金事業者の承認を受けないで、交付金の交付の目的反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容 (金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項) が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付金事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付金事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) (2) による交付金事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を交付金事業者に納付さ

せることがあること。

- 2 交付金事業者は、地方公共団体以外の間接交付金事業者に交付金を交付するときは、当該間接交付金事業者に対し、1に定めるもののほか、次の(1)及び(2)に掲げる条件を付さなければならない。
  - (1) 間接交付金事業者は、間接交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
  - (2) 間接交付金事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 交付金事業者は、地方公共団体の間接交付金事業者に交付金を交付するときは、当該間接交付金事業者に対し、1に定めるもののほか、間接交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。
- 4 交付金事業者は、間接交付金事業者に対する間接交付金の交付に先立ち、間接交付金事業者に対する間接交付金の交付に際し付すべき条件の内容について地方農政局長等に届け出なければならない。
- 5 交付金事業者は、間接交付金事業者が間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 6 交付金事業者は、1の(2)により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、1の(2)のただし書の場合にあっては、第7による交付の決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 7 交付金事業者は、1の(3)により間接交付金事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 8 1及び7の規定にかかわらず、7の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、1及び7の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 9 交付金事業者は、間接交付金事業に関して、間接交付金事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定の施行に伴い、6 次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 食産第 601 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の交付要綱の規定に基づき、平成 29 年度までに実施した事業又は平成 30 年度以降に繰り越して実施される事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業又は令和 2 年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現に改正前の食料産業・6 次産業化交付金交付要綱により実施した事業又は令和 3 年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

別表（第 3、第 4、第 12 関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
1 食料産業・6 次産業化推進交付金	1 6 次産業化の推進事業 実施要綱に基づいて行う 事業に要する経費  (1) 6 次産業化の推進体制 整備事業  (2) 6 次産業化の推進支援 事業	定額	交付対象 事業費の減 額（食料産 業・6 次産業 化交付金の 配分基準（平 成 30 年 3 月 30 日付け 29 食産第 5356 号食料産業	1 事業の 新設又は 廃止 2 事業実 施主体の 変更

	<p>ア インバウンドを中心とする観光消費の促進</p> <p>イ 経済活動としての農福連携の発展</p> <p>ウ 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進</p> <p>エ 新商品開発・販路開拓の実施</p>	<p>定額（1/3 以内） 市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、1/2 以内</p> <p>定額（1/2 以内）</p> <p>定額（1/3 以内） 市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、1/2 以内</p> <p>定額（1/3 以内） 市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、1/2 以内（施設給食の導入実証の取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とする。）</p>	<p>局長通知)の第2に掲げる不用額の発生が確実である場合に限る。)</p>	
--	--	--	--	--

	<p>オ 直売所の売上向上に向けた多様な取組</p>	<p>定額（1/3 以内） 市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、1/2 以内</p>		
	<p>2 地域での食育の推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定額（1/2 以内）</p>		<p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更</p>
	<p>3 <u>バイオマス利活用高度化の推進事業</u> 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>			<p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更</p>
	<p><u>(1) 事業化の推進</u></p>	<p><u>定額（1/2 以内）</u></p>		
	<p><u>(2) 効果促進対策</u></p>	<p><u>定額</u></p>		
	<p>4 <u>メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業</u> 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定額</p>		<p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更</p>

	<p>5 フードバンク活動の推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) 検討会の開催等</p> <p>(2) フードバンク活動支援</p>	<p>定額</p> <p>定額 (1/2 以内)</p>		<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
	<p>6 研究開発・成果利用の促進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定額</p>		<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
<p>2 食料産業・6次産業化整備交付金</p>	<p>1 6次産業化施設整備事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定額 (3/10 以内 (実施要綱別記 8-1 の第 3 の 3 の (1) ただし書に掲げる事業にあっては、1/2 以内)。 ただし、事業実施主体に交付する交付金の額は実施要綱別記 8-1 の第 3 の 3 の (2) に定める方法により算定された額)</p>	<p>交付対象事業費の減額 (食料産業・6次産業化交付金の配分基準 (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 食産第 5356 号食料産業局長通知) の第 2 に掲げる不用額の発生が確実である場合に限る。)</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施場所の変更</p> <p>3 事業実施主体の変更</p>
	<p>2 <u>バイオマス利活用高度化施設整備事業</u> 実施要綱に基づいて行う</p>	<p><u>定額 (1/3 以内)</u> <u>(実施要綱別記 9-1 の第 1 の 3 の (1))</u></p>		<p>1 事業の新設又は廃止</p>

	<p><u>事業</u>に要する経費</p>	<p><u>又は(2)に掲げる場合にあっては、1/2以内)。</u></p>	<p>2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更</p>
3	<p>食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 <u>実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</u></p>	未定	<p><u>1 事業の新設又は廃止</u> <u>2 事業実施場所の変更</u> <u>3 事業実施主体の変更</u></p>
4	<p>附帯事務費 (1) 都道府県が1及び2の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認又は事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討の実施に要する経費</p> <p>(2) 都道府県等が3の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認又は事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討の実施に要する経費</p>	<p>定額 (1/2 以内)</p> <p>未定</p>	

(注) 食料産業・6次産業化整備交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

# メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

【令和3年度予算概算決定額 1,894 (2,534) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

メタン発酵後の副産物をバイオ液肥等として地域で有効利用するための取組を支援します。

## <事業目標>

バイオマス利用量の拡大 (約2,600万トン (炭素量換算) [令和7年まで])

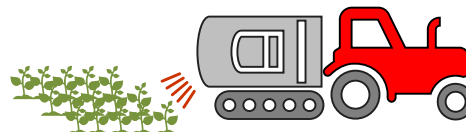
### <事業の内容>

メタン発酵後の副産物をバイオ液肥としてほ場に散布するための費用を定額で支援します。

1. 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布する (散布実証)。
2. 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥を肥料として利用した際の効果を検証する (肥効分析)。
3. 検証の結果を整理し、普及啓発資料や研修会などを用いて、地域農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用範囲を拡大する。

### <事業イメージ>

#### ①バイオ液肥を実際にほ場に散布



#### ②バイオ液肥の肥効分析・農作物の生育状況調査等



#### ③検証の結果を整理 地域の農業者に普及



## <事業の流れ>



### 本事業の補助対象範囲

- ・ バイオ液肥の散布実証にかかる経費 (散布機材のリース、実証ほ場の確保等)
- ・ バイオ液肥の成分分析
- ・ バイオ液肥を散布したほ場の土壌分析
- ・ バイオ液肥を使用した農作物の生育状況調査
- ・ 上記試験結果の整理及び分析
- ・ 研修会の開催 (試験結果等について、農業者に説明)
- ・ 普及啓発資料作成、サンプル提供

【お問い合わせ先】 食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6738-6479)



要望調査に当たっては、令和3年度予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更があり得ることに御留意ください。

## 食料産業・6次産業化交付金実施要綱

農林水産事務次官依命通知  
制定 平成30年3月30日 29食産第5353号  
改正 平成31年3月29日 30食産第5312号  
改正 令和元年7月1日 元食産第653号  
改正 令和2年3月31日 元食産第5877号  
改正 令和3年〇月〇日 2食産第0000号

### 第1 趣 旨

農山漁村には農林水産物を始めとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源について、1次産業の担い手である農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）が、2次及び3次産業の担い手である流通業者、食品事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組、地域資源の魅力の再発見に資する食育活動の取組、持続可能な循環資源の活用の取組及び輸出の取組（以下「6次産業化等」の取組」という。）を行うことは、農林漁業者等の所得を増大し、農山漁村を活性化するとともに、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上にも貢献するものである。

このため、本要綱を制定し、食料産業・6次産業化交付金（以下「本交付金」という。）により、6次産業化等の取組を支援するものとする。

### 第2 目 的

本交付金により実施する事業（以下「本事業」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、農山漁村が有する地域資源を活用して新たな付加価値を生み出し、6次産業化等の取組の推進に資することを目的とする。

### 第3 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第4から第9までに定めるもののほか、次の（1）から（10）までに掲げる事業ごとに、それぞれの別記に定めるものとする。

- （1）6次産業化の推進体制整備事業 別記1
- （2）6次産業化の推進支援事業 別記2
- （3）地域での食育の推進事業 別記3
- （4）バイオマス利活用高度化の推進事業 別記4
- （5）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業 別記5
- （6）フードバンク活動の推進事業 別記6

- (7) 研究開発・成果利用の促進事業 別記 7
- (8) 6次産業化施設整備事業 別記 8-1 及び別記 8-2
- (9) バイオマス利活用高度化施設整備事業 別記 9-1 及び別記 9-2
- (10) 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 別記 10

## 第4 事業の実施

### 1 成果目標の設定

事業実施主体は、別記に定めるところにより、本事業の具体的な成果目標を定めるものとする。ただし、第3の(4)に掲げる事業を除く。

### 2 事業の採択基準

採択基準については、次に定めるもののほか、それぞれの別記に定めるものとし、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、事業実施計画が採択基準を全て満たす場合に限り、第5の2及び3に規定する協議を行うものとする。

- (1) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
- (2) 事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (5) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること（第3の(4)に掲げる事業を除く。）。
- (6) 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成金により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- (7) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。

### 3 事業費の低減

事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

### 4 費用対効果分析

第3の(8)及び(9)に掲げる事業を実施する事業実施主体は、整備する施設等の導入効果について、別記8-1の第6及び9-1の第7に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討の上、整備する施設等に

よる全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、本事業を実施することとする。

## 第5 事業実施等の手続

### 1 事業実施計画の作成

都道府県以外の事業実施主体は、次の（１）から（10）までに掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県が自ら事業実施主体となる場合は、次の（１）、（３）、（６）及び（７）に掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成するものとする。都道府県を含む事業実施主体が、その事業実施計画を変更したときも、同様とする。

- （１） 6次産業化の推進体制整備事業 別紙様式第1号
- （２） 6次産業化の推進支援事業 別紙様式第2号
- （３） 地域での食育の推進事業 別紙様式第3号
- （４） バイオマス利活用高度化の推進事業 別紙様式第4号
- （５） メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業 別紙様式第5号
- （６） フードバンク活動の推進事業 別紙様式第6号
- （７） 研究開発・成果利用の促進事業 別紙様式第7号
- （８） 6次産業化施設整備事業 別紙様式第8号
- （９） バイオマス利活用高度化施設整備事業 別紙様式第9号
- （10） 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 別紙様式第10号

### 2 都道府県事業実施計画の作成及び協議

- （１） 都道府県知事は、1に定める事業実施計画（都道府県が自ら作成したものを含む。）を踏まえ、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式第11号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。ただし、食料産業・6次産業化交付金の配分基準（平成30年3月30日付け29食産第5356号食料産業局長通知。以下「配分基準」という。）により、配分の対象となった事業実施計画の配分時点でのポイントを下回った場合は、協議することができないものとする。
- （２） 都道府県知事は、（1）に定める都道府県計画に特認団体（法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体という。）の認定を受けようとする事業実施主体が含まれている場合は、当該都道府県計画に、別紙様式第12号の写し及び別紙様式第13号を添付して地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。

### 3 都道府県計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

都道府県知事は、2の規定により作成した都道府県計画に、次の（1）から（6）までに掲げる事由が生じた場合、又は都道府県計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、別紙様式第11号に当該都道府県計画を添えて地方農政局長等に提出し、

その内容について協議するものとする。ただし、変更の内容が成果目標の達成に資するものであって、次の（１）から（６）までのいずれにも該当しない場合は、この限りでない。

- （１）事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除又は名称の変更）
- （２）事業実施主体の成果目標の変更（成果目標の変更又は目標値の変更）
- （３）特認団体又は都道府県が実施する事業の内容の変更
- （４）新商品の変更（第３の（８）に掲げる事業に限る。）
- （５）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消費」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく認定又は第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく認定又は第 5 条第 1 項の規定に基づく変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）の変更に伴う変更（第 3 の（8）に掲げる事業に限る。）
- （６）不用額の発生に伴う本交付金の額の減額（地方農政局長等が必要と認めた場合に限る。）

## 第 6 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施、都道府県による指導等に必要な経費について、別に定めるところにより本交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県に交付した本交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、本交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された本交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

## 第 7 事業実施状況の報告等

- 1 報告  
都道府県以外の事業実施主体は、別記に定めるところにより、別記様式第 14 号による事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。ただし、本事業の実施年度が目標年度の事業については、当該報告をもって第 8 の 1 の報告に代えることができるものとする。
- 2 事業実施主体に対する措置  
都道府県知事は、事業実施主体から 1 に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断したときは、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、それぞれの別記に定める目標年度までの期間に応じ、別紙様式第14号による事業実施状況報告書を作成し、1の規定により都道府県以外の事業実施主体から報告があった際の事業実施状況報告書と併せて、報告があった年度の7月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

#### 4 都道府県知事に対する指導

(1) 3の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)に規定する指導を行った場合は、当該指導の内容の報告があった年度の12月末までに、第3の(3)に掲げる事業については消費・安全局長に、第3の(3)に掲げる事業以外の事業については食料産業局長に、それぞれ報告するものとする。

#### 5 都道府県知事に対する報告徴収

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、4に定める報告のほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

## 第8 事業成果の評価等

### 1 報告

都道府県以外の事業実施主体は、別記(第3の(4)に掲げる事業を除く。)に定めるところにより、本事業の実施によって得られた成果について評価し、別紙様式第14号による事業評価報告書を作成の上、都道府県知事に報告するものとする。

### 2 改善措置の指導等

都道府県知事は、事業実施主体から1に定める事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

### 3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、それぞれの別記に定める目標年度までの期間に応じ、別紙様式第14号による事業評価報告書を作成し、1の規定により都道府県以外の事業実施主体から報告があった際の事業評価報告書と併せて、報告があった年度の9月末(第3の(3)に掲げる事業については7月末)までに、地方農政局長等に報告するものとする。

### 4 本事業の成果に係る評価

(1) 3の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとする。

する。

(2) 地方農政局長等は、(1) の評価の結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するものとする。

(3) (1) による評価及び(2) による指導を行った場合は、当該評価の結果及び当該指導の内容を評価及び指導を行った年度の12月末までに、第3の(3) に掲げる事業については消費・安全局長に、第3の(3) に掲げる事業以外の事業については食料産業局長に、それぞれ報告するものとする。

## 第9 交付対象事業の公表

都道府県知事は、本事業の適正な実施及び透明性の確保に資するため、本事業(第3の(8) 及び(9) に掲げる事業に限る。) を完了したときは、実施した本事業の概要について、都道府県のホームページに掲載する等の方法により、本事業の完了年度の翌年度の7月末までに公表するものとする。

## 第10 その他

事業実施主体は、本事業の遂行状況等について、都道府県知事に随時に報告するほか、地方農政局長等又は都道府県知事の求めに応じて報告を行い、適切な本事業の執行に努めるものとする。

## 第11 第4から第10までの規定の適用の特例

第3の(10) に掲げる事業に係る第4から第10までの規定については、別記10の規定を適用する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本通知の施行に伴い、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知。以下「旧実施要綱」という。）は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の旧実施要綱の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業又は、平成30年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業又は令和2年度以降に繰り越して実施される事業（第3の（3）の事業の第7の1、第8の4の報告及び第3の（9）の事業の第7の3の報告、第8の3の報告を除く。）については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現に改正前の食料産業・6次産業化交付金交付要綱により実施した事業又は令和3年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

別記1	6次産業化の推進体制整備事業
別記2	6次産業化の推進支援事業
別記3	地域での食育の推進事業
別記4	<u>バイオマス利活用高度化の推進事業</u>
別記5	<u>メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業</u>
別記6	フードバンク活動の推進事業
別記7	研究開発・成果利用の促進事業
別記8－1	6次産業化施設整備事業
別記8－2	6次産業化施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い
別記9－1	<u>バイオマス利活用高度化施設整備事業</u>
別記9－2	<u>バイオマス利活用高度化施設整備事業</u> に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い
別記10	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業

#### (様式関係)

##### 【実施要綱本文様式】

- ・別紙様式第1号 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進体制整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第2号 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進支援事業）実施計画書
- ・別紙様式第3号 食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進事業）実施計

## 画書

- ・別紙様式第4号 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第5号 食料産業・6次産業化交付金（メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業）実施計画書
- ・別紙様式第6号 食料産業・6次産業化交付金（フードバンク活動の推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第7号 食料産業・6次産業化交付金（研究開発・成果利用の促進事業）実施計画書
- ・別紙様式第8号 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第9号 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第10号 食料産業・6次産業化交付金（食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第11号 食料産業・6次産業化交付金の都道府県計画の協議
- ・別紙様式第12号 食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書
- ・別紙様式第13号 食料産業・6次産業化交付金における特認団体に係る認定協議
- ・別紙様式第14号 食料産業・6次産業化交付金の事業実施状況報告及び評価報告

### 【別記1、別記2、別記3、別記3、別記4、別記5、別記6、別記8-1、別記9-1及び別記10 共通様式】

- ・別紙様式第15号 食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届

### 【別記2様式】

- ・別紙様式第16号 食料産業・6次産業化交付金の事業収益状況報告書

### 【別記4様式】

- ・別紙様式第17号 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業）に関する整備状況報告書

### 【別記8-1様式】

- ・別紙様式第18号 食料産業・6次産業化交付金の6次産業化施設整備事業に関する費用対効果分析（投資効率）

### 【別記8-2様式】

- ・別紙様式第19号 食料産業・6次産業化交付金の6次産業化施設整備事業に関する交付決定前着手届



- ・別紙様式第 20 号 食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 21 号 食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 22 号 6 次産業化施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

#### 【別記 9 - 1 様式】

- ・別紙様式第 23 号 食料産業・6 次産業化交付金の バイオマス利活用高度化施設整備事業に関する費用対効果分析（投資効率）

#### 【別記 9 - 2 様式】

- ・別紙様式第 24 号 食料産業・6 次産業化交付金の バイオマス利活用高度化施設整備事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 25 号 食料産業・6 次産業化交付金の バイオマス利活用高度化施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 26 号 食料産業・6 次産業化交付金の バイオマス利活用高度化施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 27 号 バイオマス利活用高度化施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

#### 【別記 10 様式】

- ・別紙様式第 28 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 29 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 30 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 31 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届
- ・別紙様式第 32 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業の認定団体申請書

## 別記5

### メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業

#### 第1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

##### 1 事業内容

本事業は、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥及び食品リサイクルたい肥等（以下「バイオ液肥等」という。）を肥料としてほ場で利用するにあたって、実際にほ場にバイオ液肥等を散布し、肥料としての効果を分析・実証するために必要な以下の取組を支援するものとする。

##### ア 肥効分析

イで用いるバイオ液肥等について、肥効分析を行う。

##### イ 現地調査・実証

現地におけるバイオ液肥等の肥料散布調査・実証を行う。

##### ウ 普及啓発資料作成・サンプル提供

ア及びイの結果を用いた普及啓発資料の作成・配布、バイオ液肥等のサンプル提供等を行う。

##### エ 研修会等開催

アからウまでの結果を用いた研修会等を行う。

##### オ 報告書作成

アからエまでの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

##### 2 交付対象経費

人件費（1に直接従事するものの人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知））に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費））、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）、使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）

#### 第2 事業実施主体等

本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

##### 1 事業実施主体

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局

長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
  - ア 主たる事務所の定めがあること。
  - イ 代表者の定めがあること。
  - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
  - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

## 2 交付率

交付金の交付率は、定額とする。ただし、1事業申請当たりの交付金の額の上限を500万円とする。

## 第3 目標年度及び事業目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。
- 2 事業目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

## 第4 採択基準等

### 1 採択基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち、事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

### 2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費（3の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (7) 施設・設備等の詳細設計のための経費
- (8) 新技術の実用可能性を判断するための実証試験費
- (9) 海外への渡航、滞在等のための経費

### 3 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 都道府県は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

### 4 契約の適正化

事業実施主体が他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わ

せる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金（メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業）実施計画書（別紙様式第5号）に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

なお、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、地方公共団体が委託する場合を除く。

- (1) 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）
- (2) 委託契約書の案（委託する事業の内容及び当該事業に要する経費）

## 第5 事業実施状況の報告

本要綱第7の1の規定により、事業実施主体は、その実施する事業を終了した年度から目標年度までの間、毎年度、事業の実施状況に関する項目（別記様式第14号に規定された項目）について報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

## 第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況について、事業目標及び事業目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (2) (1) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

## 第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

### 1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。）

### 2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直前年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直前年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

## 第8 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- 2 「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に位置付けられた取組
- 3 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画に位置付けられた取組

## 第9 その他

### 1 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する食料産業・6次産業化交付金（メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業）実施計画書（別紙様式第5号）には、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業実施主体の概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあつては、食料産業・6次産業化交

付金の特認団体認定申請書（別紙様式第 12 号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。

- (2) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

## 2 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

### (1) 事業の推進

事業実施主体は、本要綱及び食料産業・6次産業化交付金交付要綱（以下「要綱等」という。）を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

### (2) 交付金の経理

交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に基づき、適正に執行すること。

イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

ウ 事業実施主体は、事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後 1 か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報告すること。

エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行

ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。



# バイオマス利活用高度化対策

【令和3年度予算概算決定額 1,894 (2,534) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

「グリーン社会」の実現に向けて、バイオマス利活用の高度化に必要な施設整備を支援するとともに、施設整備の効果を最大限発揮するための効果促進対策を支援します。

## <事業目標>

バイオマス利用量の拡大 (約2,600万トン (炭素量換算) [令和7年まで])

## <事業の内容>

### 1. バイオマス利活用高度化の推進 (ソフト)

#### ① 事業化の推進

バイオマス利活用施設の導入に向けて、関係者との調整、事業性の評価、設計等を支援します。

#### ② 効果促進対策

整備済みのバイオマス利活用施設において、災害時の稼働方策、熱の多面的利用、発電効率の改善や原料の多様化等、施設の導入効果を高めるための実証・検証等を支援します。

### 2. バイオマス利活用高度化施設整備 (ハード)

バイオマス利活用の高度化のため、以下の施設整備を支援します。

#### ① 生産基盤強化モデル

農業生産活動から発生するバイオマスを活用したエネルギーと肥料等の複合利用等

#### ② 地域一体モデル

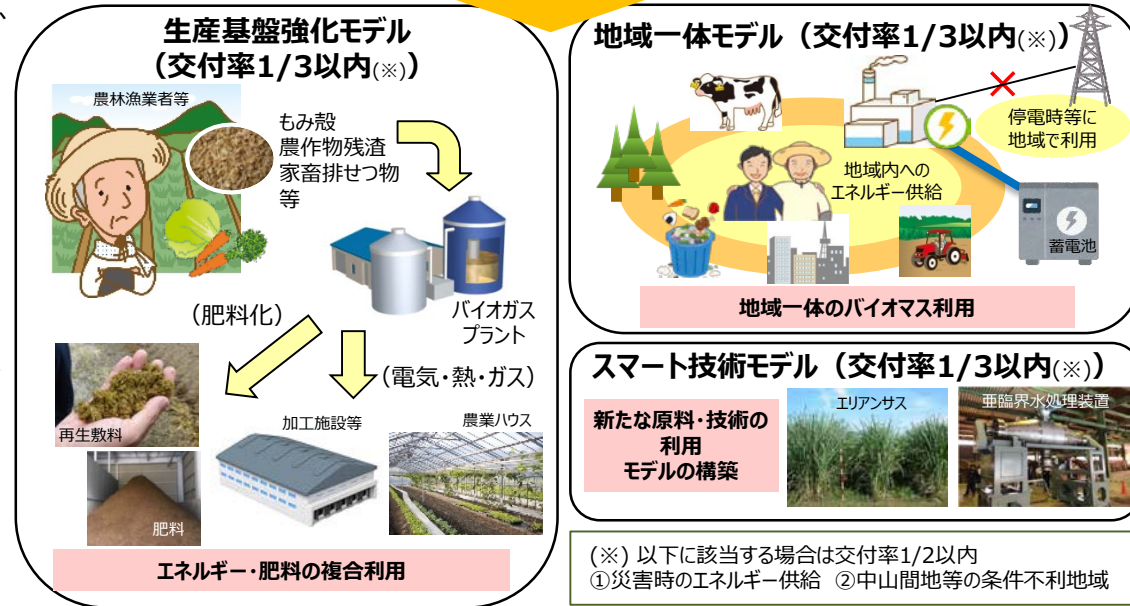
地域が一体となった地域内へのエネルギー供給 (地産地消) 及び災害時のレジリエンス強化等

#### ③ スマート技術モデル

新たな資源・新技術を活用した新たな利用モデルの構築

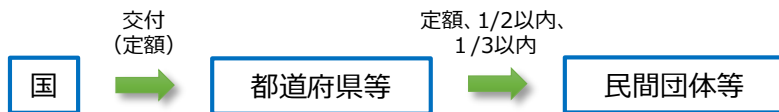
## <事業イメージ>

### 事業化の推進 (調査・設計) (交付率1/2以内)

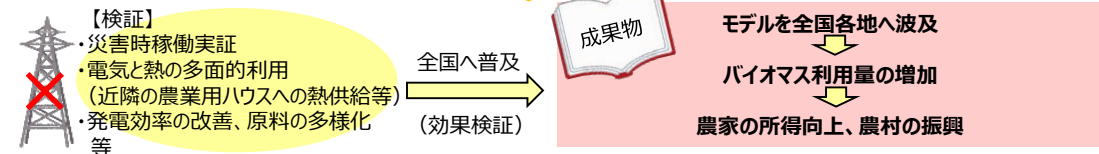


(※) 以下に該当する場合は交付率1/2以内  
①災害時のエネルギー供給 ②中山間地等の条件不利地域

## <事業の流れ>



## 効果促進対策 (交付率定額)



【お問い合わせ先】 食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6738-6479)

## 別記 4

### バイオマス利活用高度化の推進事業

#### 第 1 事業の内容等

事業内容、交付対象となる経費の範囲、事業実施主体、交付率及び採択基準は、次に掲げるとおりとする。

##### 1 事業内容

バイオマスを活用したグリーン社会の実現に向けて、バイオマス利活用の高度化に必要な以下の内容を支援するものとする。

##### (1) 事業化の推進

###### ア 調査支援

バイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス利活用施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援。

###### イ 基本設計支援

バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる基本的な設計に対する支援。

###### ウ 実施設計支援

バイオマス利活用施設の整備に当たり必要となる実施設計に対する支援。

###### エ 協議・手続支援

バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援。

##### (2) 効果促進対策

バイオマス利活用施設の効果を最大限発揮するため、施設整備済み（施設が完成見込みである場合を含む。）のバイオマス利活用施設において、熱電併給による農業ハウス等への熱供給、災害時のレジリエンス強化、新たな原料の混合利用等によるエネルギー利用効率改善及び原料調達の多様化、副産物の有効利用等、全国的な課題について改善案を検討・検証し、課題解決を図る取組に対する支援。

##### 2 交付対象経費

人件費（1に直接従事するものの人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費））、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）、使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）

##### 3 事業実施主体

地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工

業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。）の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。以下同じ。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
  - ア 主たる事務所の定めがあること。
  - イ 代表者の定めがあること。
  - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
  - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

#### 4 交付率

交付金の交付率は、定額（1の（1）については交付対象事業費の2分の1以内、1の（2）については定額）とする。ただし、1事業申請当たりの交付金の額の上限を500万円とする。

#### 5 採択基準

##### （1）事業化の推進

ア 導入予定のバイオマス利活用施設について、別記9-1バイオマス利活用高度化施設整備事業の第1の1に掲げる事業内容のいずれかと整合し、利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等に関してモデル性があり、施設整備事業実施による波及効果が認められること。

イ 当該事業の実施により、バイオマス利活用施設の導入が見込まれること。

##### （2）効果促進対策

ア 施設整備済み（施設が完成見込みである場合を含む。）のバイオマス利活用施設を対象にした取組であるとともに、次に掲げるいずれかの課題解決を

図るものであり、バイオマス利活用施設を活用した実証調査及び検証を伴うものであること。

(ア) 熱電併給による農林水産関係施設への供給等に取り組む場合

(イ) 災害時のレジリエンス強化のため、災害を想定した実証に取り組む場合

(ウ) 新たな原料の混合利用等により、発電効率の改善や原料調達の多様化に取り組む場合

(エ) エネルギー利用後の副産物（二酸化炭素や発酵残渣）の利用拡大・高付加価値化に取り組む場合

イ 取組内容及びその結果を報告書（目的、調査概要、実証調査の内容、実証結果、実証結果を踏まえた対応策等を含むものとする。）としてとりまとめること。

## 第2 申請できない経費等

### 1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、交付対象としないものとする。

- (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (2) 既存施設及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費
- (3) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (4) 拠点となる事務所の借上経費
- (5) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (6) 交付決定前に発生した経費（2の（1）ただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (7) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (8) 自力又は他の補助事業等によって整備に着手した施設、機械器具に係る経費
- (9) 実施設計支援事業については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

### 2 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむ

を得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第15号）を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

### 3 契約の適正化

事業実施主体が民間団体等の場合は、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業）実施計画書（別紙様式第4号）に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）  
(2) 委託契約書の案（委託する事業の内容及びそれに要する経費）

## 第3 事業実施状況の報告

- 1 本要綱第7の1の規定により、事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業）実施計画書（別紙様式第4号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。また、第1の1（2）の事業にあっては、第1の5（2）イに基づき作成した報告書をあわせて添付することとする。
- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙様式第14号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。
- 3 農林水産省及び地方農政局等は、あらかじめ都道府県知事に連絡した上で、本要綱第7の3の規定に基づき報告のあった第1の1（2）の事業に関する事業成果を公表できるものとする。

## 第4 整備状況の報告

事業実施主体は、基本設計支援事業、実施設計支援事業又は協議・手続支援事業を実施した場合には、バイオマス利活用施設の整備後、速やかに食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業）に関する整備状況報告書（別紙

様式第 17 号) を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

## 第 5 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

### 1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（１）から（３）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

#### （１）事業実施主体自身

#### （２）100%同一の資本に属するグループ企業

#### （３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

### 2 利益等排除の方法

#### （１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

#### （２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

#### （３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

## 第 6 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- 2 「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に位置付けられた取組
- 3 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画に位置付けられた取組

## 第7 その他

### 1 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業）実施計画書（別紙様式第4号）には、次の書類を添付するものとする。

#### (1) 事業実施主体の概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあつては、食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第12号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料を提出すること。

#### (2) 利用しようとする技術の概要を示す資料（様式任意）

#### (3) 金融機関等から借入を行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

### 2 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

#### (1) 事業の推進

事業実施主体は、本要綱及び食料産業・6次産業化交付金交付要綱（以下「要綱等」という。）を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

#### (2) 交付金の経理

交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等

財産の取得、管理等をいう。以下同じ。)の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に基づき、適正に執行すること。

イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

ウ 事業実施主体は、事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後1か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報告すること。

エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。



## バイオマス利活用高度化施設整備事業

### 第1 事業の内容等

#### 1 事業内容

バイオマスを活用したグリーン社会の実現に向けて、バイオマス利活用の高度化に必要な以下の内容を支援するものとする。

##### (1) バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル）

農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するために必要な施設の整備

##### (2) 地域資源循環の高度化（地域一体モデル）

バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組み合わせや、他の再エネ電源も活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備

##### (3) バイオマス新技術活用モデルの構築（スマート技術モデル）

これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備

#### 2 対象施設

##### (1) 新設施設

事業採算性が確保できると認められる施設の新設及びこれら施設の附帯施設の新設

##### (2) 成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減、災害時対応等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

#### 3 交付率

交付金の交付率は、定額（交付対象事業費の3分の1以内）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、定額（交付対象事業費の2分の1以内）とする。

##### (1) 災害時にエネルギーを供給する場合

大規模停電等の発生時において、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる場合

##### (2) 中山間地において実施する場合

中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3の対象地域において事業を実施する場合

### 第2 事業実施主体

地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業

者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人) であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要なかつ十分な組織体制を有していること。

### 第3 目標年度及び成果目標

本要綱第4の1の定めにより、整備事業の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び達成すべき成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

- 1 成果目標の内容  
地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等（生産した再生可能エネルギーの利用量等）について適切に設定するものとする。  
なお、成果拡大施設の場合は、増設・改造により拡大する量や非常時における効果について記載すること。
- 2 達成すべき成果目標の基準  
地域バイオマスを活用した産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定するものとする。
- 3 目標年度  
施設整備完了から3年経過した年度とする。

### 第4 採択基準等

事業の採択基準は、本要綱第4の2のほか、次のとおりとする。

- 1 採択基準  
(1) 事業実施の実現性  
ア 農林水産業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

イ 原料調達の実安定性、持続性

原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。

ウ 導入技術の妥当性

導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。

エ 販路の実安定性、持続性

製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること。

オ 施設規模等の妥当性

(ア) 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

(イ) 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

カ 事業費の実適正性

本要綱第5の1の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次の(ア)又は(イ)により行われていること。

(ア) 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

(イ) 原則、3社以上の相見積もりにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積もり結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

キ 事業収支の実妥当性

(ア) 施設稼働後3年以内に事業収支が黒字となる計画であること。

(イ) 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

(ウ) 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

(エ) 施設の法定耐用年数期間内のIRR（内部収益率）が1%以上となる計画であること。

(オ) 第7の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

ク 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

(ア) 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

(イ) 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

(ウ) 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

(エ) 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

ケ 第3により設定した成果目標の内容の実妥当性

(ア) 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

(イ) 事業着手からバイオマスの利用及び再生可能エネルギーや製品等の利用

開始までのスケジュールが計画されていること。

(ウ) 利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等について、モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。

#### コ 事業実施主体の妥当性

(ア) 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は、直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であって、3年連続赤字の場合にあつては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

(イ) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(ウ) 事業完了後は、導入技術を運営管理できる技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られること。

(エ) 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

(オ) 事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

#### サ その他

(ア) 事業実施主体が、事業を自己資金若しくはほかの助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。

(イ) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定されるものであること。

#### (2) 事業趣旨との整合

ア 第1の1(1)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨のすべてと整合していること。

(ア) 農業生産活動から発生するバイオマスを活用するものであること。

(イ) 事業実施により、エネルギーと肥料等の複合利用を実施すること。

イ 第1の1(2)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨のいずれかと整合していること。

(ア) 事業実施により、複数のバイオマスの組み合わせや他の再エネ電源の併用によるエネルギーの地域内自給を目指すものであること。

(イ) 事業実施により、地方自治体の地域防災計画協定に位置付けられる等、

災害時の地域レジリエンスの強化に貢献すること。

ウ 第1の1(3)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨のいずれかと整合していること。

(ア) 事業実施により、これまでエネルギー利用されていない地域資源（農作物残渣（もみ殻等）、廃菌床、食品廃棄物、耕作放棄地等）を活用すること。

(イ) 事業実施により、発電だけでなく、副産物（熱・残渣・CO2等）をフル活用すること。

(ウ) 事業実施により、技術としては確立しているが導入実績の少ない新技術を活用し、新たなイノベーションを進めること。

なお、新技術は、別紙又はその他政府計画・戦略等に記載されているものとする。

## 第5 事業の実施に関する事項

### 1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第5の1の定めにより事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付し都道府県知事に提出するものとする。

#### (1) 事業実施主体の組織概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合であっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。

#### (2) 利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料（様式任意）。

## 第6 事業実施期間

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、原則3年を上限に交付対象期間とするが、複数年度に渡って実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

また、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

なお、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

## 第7 費用対効果分析の実施方法

本要綱第4の4に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

### 1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第 23 号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

## 2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第 24 号の第 2 に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

(3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

## 第 8 事業の実績報告等

本要綱第 7 の 1 に定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

1 事業実施主体は、事業の最終年度から 3 年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 1 の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第 14 号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第 9 号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

## 第 9 事業成果の評価

本要綱第 8 の 1 の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果

の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第3の3で定める目標年度及びその翌年度の間、それぞれの年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第14号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

## 第10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

### 1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（1）から（3）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （1）事業実施主体自身
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）事業実施主体の関係会社

### 2 利益等排除の方法

#### （1）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

#### （2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

#### （3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

また、その根拠となる資料を提出するものとする。

## 第 11 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた取組
- 2 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- 3 「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に位置付けられた取組
- 4 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープランに位置付けられた取組
- 5 「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組
- 6 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画に位置付けられた取組



## 別紙

### 新技術の対象となる技術例

(◆ 現状で実用化段階 (「バイオマス利用技術の現状とロードマップ (令和元年5月17日決定)」において新たに評価))

- ・ **ガス化**

熱することで燃焼ガスを発生させ、発電や熱利用を行う技術  
(原料) 木質系、草本系、下水汚泥又はもみ殻

- ・ **メタン発酵 (湿式)**

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術  
(原料) 間伐材等

- ・ **バイオリファイナリー**

未利用農林水産物のナノ化・高純度化処理により新機能、高性能材料を開発する技術  
(原料) 未利用農林水産物 (もみ殻、林地残材、海藻、カニ殻等)

(◆ 5年後に実用化段階)

- ・ **固体燃料化 (新たな原料)**

切断、破碎、圧縮、成型、乾燥、炭化等により固形の燃料 (チップ又はペレット) を製造する技術 (原料) 資源作物 (エリアンサス等)、竹又はヤナギ

- ・ **燃料製造**

飲食店等のグリーストラップ由来の廃棄物を60℃以下で加温して油分をバイオ重油として抽出するとともに、抽出残渣をバイオガス化する技術  
(原料) 食品廃棄物 (グリーストラップ由来)

- ・ **直接燃焼**

木質バイオマスの燃焼灰中に含まれるカリウムを高濃度で回収し、有価物として利用する技術や、薪ストーブの煙を触媒燃焼と補助バーナーを利用して無煙化する技術  
(原料) 木質系

- ・ **固体燃料化 (新たな燃料)**

切断、破碎、圧縮、成型などすることにより固形の燃料 (バイオコークス (半炭化)、スラリー燃料 (水熱炭化)) を製造する技術  
(原料) 木質系、草本系、下水汚泥等

- ・ **ガス化**

ヒノキ、下水汚泥、豚糞などの混合バイオマス、パーム樹幹、半炭化ペレット等を低温で熱することで燃焼ガスを発生させる技術

(原料) 木質系、草本系、下水汚泥又は半炭化ペレット

- ・ **液体燃料化（部分水素化）**

バイオディーゼル燃料の酸化・熱安定性を改善し、高品質バイオディーゼルの製造する技術

(原料) 廃食用油又は植物油

- ・ **高速加水分解（亜臨界水処理技術）**

亜臨界水領域で加水分解反応を迅速に進行させ、有機物が効率的に分解されることを利用して様々なバイオマスを資源利用する技術

(原料) 木質系、草本系、食品廃棄物、家畜排せつ物等

- ・ **接触分解**

接触分解触媒を用いて脱炭素反応させ軽質炭化水素を製造する技術

(原料) 動植物油

- ・ **水素化分解**

高温高压の水素ガス環境下で触媒を用いた分解、水素化、異性化、脱硫等の化学反応を行い、軽質炭化水素を製造する技術

(原料) 油糧種子

- ・ **メタン発酵（乾式）**

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術

(原料) 食品廃棄物、資源作物、農作物残さ又は間伐材

- ・ **糖質・澱粉質系発酵（第一世代）**

パーム樹幹に含まれる遊離糖から、エタノール、ブタノール、乳酸、ポリヒドロキシ酪酸（PHB）、グルタミン酸ナトリウム（MSG）、タンパク質等の様々な化学品を製造する技術

(原料) パーム樹幹

- ・ **セルロース系発酵（第2世代）**

加圧熱水や酸、アルカリ、糖化酵素等を利用して前処理・糖化したうえでエタノール発酵を行う技術

(原料) ソルトセルロース（稲わら等）、ハードセルロース（間伐材等）

- ・ **バイオマテリアル（バイオマスプラスチック）**

スギを原料とする改質リグニンや、コリネ型細菌を用いたプロセスによるフェノールを生産し、各種部材を製造する技術

（原料）木質系

- ・ **バイオマテリアル（セルロースナノファイバー）**

セルロース繊維を精製、ポリオレフィン等の樹脂と複合化し、各種部材を製造する技術

（原料）木質系

## 別記9-2

### バイオマス利活用高度化施設整備事業に関する交付対象事業事務及び 交付対象事業費の取扱い

#### 第1 事業の実施

##### 1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、バイオマス利活用高度化施設整備事業（以下「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定するものとする。その上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、工事の着工までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量・事業費の区分を、事業内容に交付対象とならない内容がある場合は、交付対象範囲の区分を実施設計書において明確に行うようにすること。

(2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札等（一般競争入札に付しがたい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする）により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選定することができるものとする。

##### 2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

##### 3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

##### 4 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、

あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用高度化施設整備事業に関する交付決定前着手届（別紙様式第24号）を都道府県知事等に提出するものとする。

- (2) (1)ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、整備事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県等は、(1)ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとする。

## 5 事業の施行

### (1) 施行方法

整備事業は、次の(2)から(5)までに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により実施することができるものとする。

### (2) 直営施行

#### ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に工事を実施するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

#### イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 25 号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

### （3）請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

#### ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 25 号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約に

あつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

#### イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

#### ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

### (4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行を選択する場合は、第1の1の(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする(別紙様式第25号)。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

### (5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等(以下「代行者」という。)と施設等の、実施設計書の作成又は検討、工事の実施、施工管理(工事の監理を含む。)等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者(以下「受託代行者」という。)は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

## ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別表 1 により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

## イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 25 号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。

なお、（ア）及び（イ）に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（イ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

## ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施行管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施行管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

## エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事等に報告するものとする（別紙様式第 25 号）。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係



る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

#### オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとする。

#### カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとする。

また、ウの施行管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

#### キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

#### ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

### 6 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通

知)により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

## 7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする(交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。)
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

## 8 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」(昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知)、「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知)及び「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知)により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手續を行うものとする。

## 第2 附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、整備事業の交付対象額に0.01を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については別表2に掲げるとおりとする。

## 第3 事業完了に伴う手續

### 1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出るものとする(別紙様式第26号)。

### 2 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は次の(1)により、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて(2)及び(3)により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

#### (1) 工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

#### (2) 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

#### (3) 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

### 3 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（１）及び（２）により、事業完了から別記９－１第９の１に定める評価の報告年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

#### （１）経営状況の確認

評価の報告年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

#### （２）現地確認

評価の報告年度までの毎年度、現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

### 4 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

## 第４ 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

### 1 予算関係書類

（１）事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由

（２）予算書及び決算書

（３）地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書

（４）その他予算関係の事項を示した書類

### 2 工事施工関係書類

#### （１）直営施行の場合

ア 実施設計書及び出来高設計書

イ 工事材料検収簿及び同受払簿

ウ 賃金台帳及び労務者出面簿

エ 工事日誌及び現場写真

オ その他工事関係の事項を示した書類

#### （２）請負施行、委託施行及び代行施行の場合

ア 実施設計書及び出来高設計書

イ 入札てん末書

ウ 請負契約書

エ 工程表

- オ 工事完了届及び現場写真
- カ その他工事関係の事項を示した書類
- 3 経理関係書類
  - (1) 金銭出納簿
  - (2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- 4 往復文書
  - 交付金の交付から実績報告及び財産処分に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類の他、それらに添付された資料。
- 5 施設管理関係書類
  - (1) 管理規程又は利用規程
  - (2) 財産管理台帳
  - (3) その他施設管理関係の事項を示した書類

## 第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

### 1 交付対象事業費の内容

工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費。）、実施設計費（実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む）及び工事雑費を交付対象事業費とする。

### 2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表3を標準とする。

### 3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が複数の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

#### (1) 工事費

##### ア 積算の方法

(ア) 工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

(イ) 工事価格の積算は、原則として、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」（昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知）に準じて、機械・施設等の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて、それぞれ行うものとする。

#### イ 支給品費

(ア) 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

(ウ) 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

#### ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表4に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

#### エ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする別表4に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

#### オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

#### (2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

#### (3) 実施設計費

実施設計費は、実施設計に必要な測量費、調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

#### (4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表4に掲げる用途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下のアからウまでの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとする。

ア 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

### 4 実施設計及び施設整備に係る留意事項

交付対象とする施設、機械は、新築、新設又は新品によるものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らして適当と認められる場合には、古材、古品を利用することができる。なお、この場合の古材、古品は、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、3に掲げる (1) から (4) までの交付の対象経費のうち、次の経費は交付対象としないものとする。

- (1) 土地の取得に関する経費
- (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費（第1の4のただし書きにより交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

### 1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、別記9-1第2に定められた事業実施主体の要件を満たす団体の範囲内（ただし、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員かどうかは問わない）のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

### 2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第8号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
- ア 事業名及び目的
  - イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
  - ウ 設置場所
  - エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
  - オ 利用者の範囲
  - カ 利用方法に関する事項
  - キ 利用料に関する事項
  - ク 保全に関する事項
  - ケ 償却に関する事項
  - コ 必要な資金の積立に関する事項
  - サ 管理運営の収支計画に関する事項
  - シ その他必要な事項
- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

### 3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

### 4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施



設等の増築届（別紙様式第 27 号）を都道府県知事に届け出るものとする。

## 5 災害の報告

(1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

(2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとする。

別表 1

代行施行によることの理由の確認表

業 務 内 容	検 討 内 容
(1)実施設計書の作成又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由
(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
(3)入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
(4)施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引渡し	事業実施主体が、工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。

別表 2

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
給 料 等	会計年度任用職員への雑役並びに事務及び技術補助に対する給料、報酬、職員手当等
共 済 費	給料等が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費

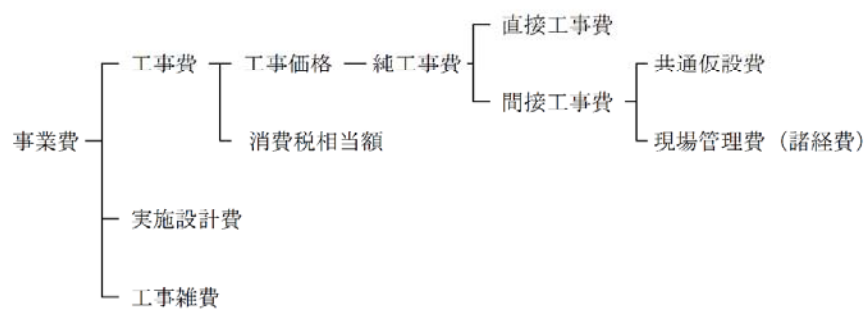
注：食料産業・6次産業交付金のバイオマス利活用高度化施設整備事業の実施に必要な経費に限る。

別表 3

事業費構成の標準

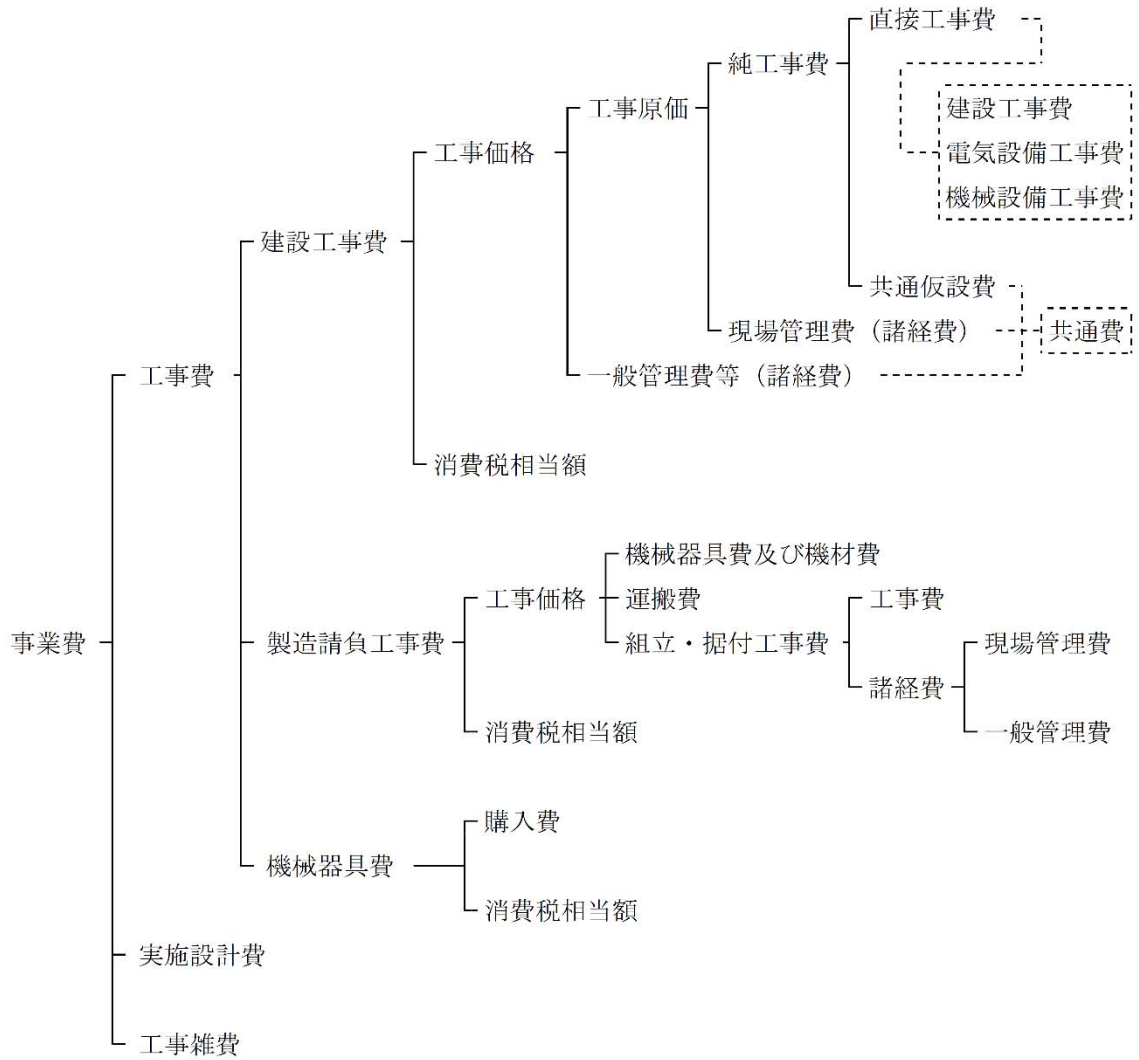
①施設の整備

ア 直営施行の場合



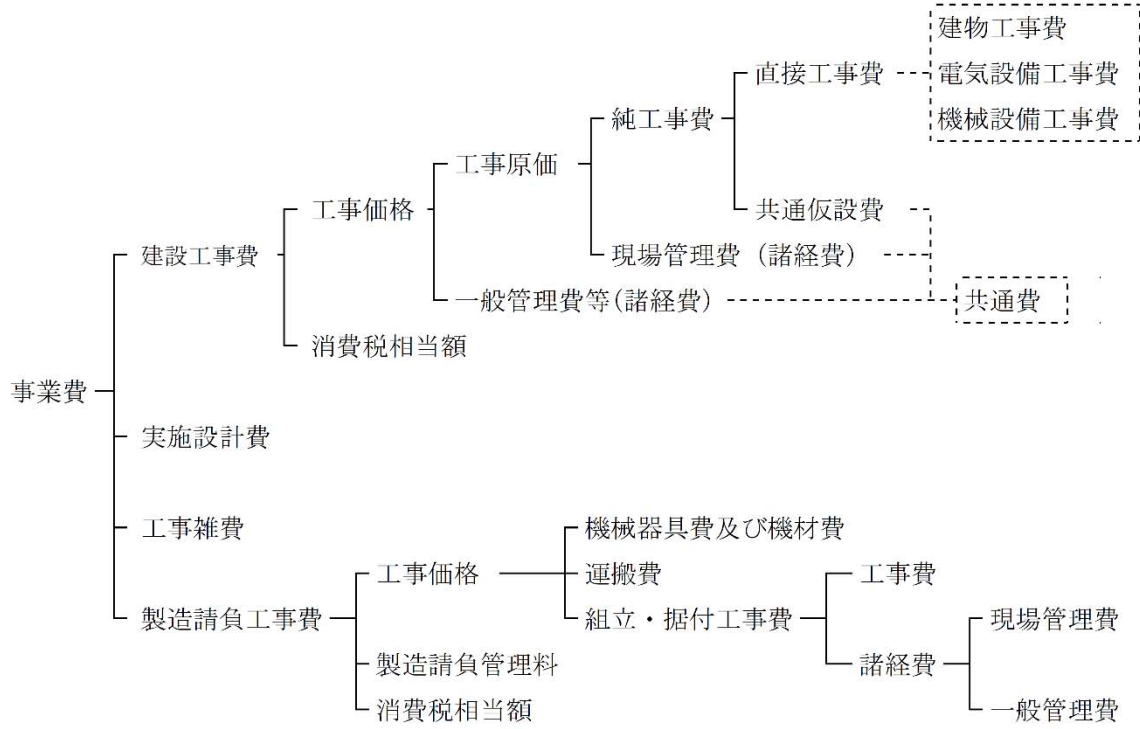
注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの。

イ 請負施行の場合

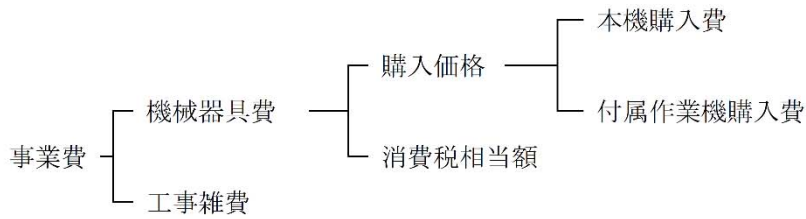


注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

ウ 代行施行の場合



② 機械の整備



## 別表 4

### 各種経費

#### 1 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

## 2 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）



原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

### 3 一般管理費等

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含みます。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含みます。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調査研究費	技術研究及び開発等の費用
広告宣伝費	広告又は宣伝に要する費用

地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

#### 4 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とします。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委 託 費	測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費

使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公課費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料